

国保税の 税率が変わります

平成23年度の税率改正以来、据え置かれていた国保税の税率が平成30年度から変わります。

新しい算出方法では、固定資産税の状況により賦課していた資産割を廃止し、「所得割率」、「均等割額」、「平等割額」に振り分けられます。なお、国民健康保険加入者及び世帯主(※)の総所得金額が基準以下の世帯については、「均等割額」と「平等割額」が軽減される制度があります。

○所得の有無にかかわらず、前年度分の所得を申告していれば、手続きなしで自動的に適用されます。 ※世帯主の所得は、国民健康保険に加入・未加入にかかわらず、所得判定の対象になります。



	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護納付金分(40~64歳)	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割率(所得に対して)	6.7%	6.7%	2.8%	2.8%	1.1%	1.8%
均等割額(1人あたり)	17,000円	21,000円	6,000円	8,500円	11,500円	12,000円
平等割額(1世帯あたり)	18,000円	21,000円	6,000円	9,000円		

平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

国民健康保険制度改正の主な内容

- 県は、市町村が保険給付に必要な費用の全額を市町村に支払います。これにより、医療費が急激に増加しても、市町村は安定した保険給付が行えます。
- 市町村は、国保事業費納付金を県に納めます。納付金額は、市町村ごとの医療費や所得の状況に応じて県が決定します。

城里町の主な役割

- 国保事業費を県に納付
- 住所変更や資格取得・喪失の手続き(制度改正に伴う手続きはありません)
- 被保険者証等の交付
- 県の標準保険料(税)などを参考に、保険税率の決定・収納
- 保険給付の支給・決定
- 特定健診等の保健事業

国民健康保険の 財政運営が変わります

高齢化が進んだこの10年間で、70歳以上の高齢者は1.3倍に増え、国民医療費は1.3倍に増加しました。団塊の世代(昭和22年~24年生まれの世代)が75歳以上になる2025年には、国民医療費の総額は61兆8千億円になる見込みです。

国民皆保険制度を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、県と市町村が共同で運営する制度に改正されます。

70歳以上の方の 被保険者証が変わります

これまで、70~74歳の方には被保険者証のほかに、一部負担金の割合を記載した高齢受給者証を送付していました。

4月からは利便性向上のため、被保険者証に高齢受給者証の内容も記載された1枚のカードになります。

これにより、被保険者証の有効期間が、原則「8月1日~翌年7月31日」に変わります。

高額療養の多い方が 県内転居するとき

高額療養費の多数回該当は、過去12か月以内に高額療養費の支給が4か月以上ある場合、自己負担限度額が引き下げられる制度です。

これまででは他市町村に転居した場合、改めて1か月目から加算し直しされていきました。4月以降は、県内転居で世帯の継続性が保たれていれば、療養において発生した前住所地の高額療養費の多数回該当の加算が引き継がれます。

保険税の納め方や手続き、
医療機関へのかかり方などは

**これまでと
変わりません。**

問合せ 健康保険課

029-288-3111

(内線607)